

荒川区中小企業融資制度のご案内

荒川区では、区内産業の振興を図るとともに、区内中小企業の事業経営の安定と経営基盤の強化を支援するために、区内中小企業の皆さんが、必要な事業資金の融資を 低利で受けられるよう、荒川区取扱金融機関に融資をあっせんする制度を設けています。

この制度は、区のあっせんを受けて、皆さんに金融機関から融資が実行された場合に、区が 利子の一部や信用保証料の全額又は一部を補助するものです。

融資制度の詳細、セーフティネット保証に関するお問合せ

荒川区 産業経済部 経営支援課 融資係

(荒川区役所本庁舎 6階 ⑥番窓口)

〒116-8501

荒川区荒川二丁目2番3号

TEL 3802-3111 (内線) 467・475

FAX 3803-2333

荒川区 HP



荒川区役所案内図

交通アクセス

JR常磐線 三河島駅から 徒歩約10分

千代田線・京成線 町屋駅から 徒歩約12分

都電荒川線 「荒川二丁目」又は
「荒川区役所前」から 徒歩約4分



○この制度を利用できる方は

次に掲げる1～6のすべての要件を満たしている必要があります。

1 次のとおり荒川区内に住所又は事業所が引き続き1年以上ある中小企業者等であること(P.12 Q 8 参照)

【個人の場合】荒川区内に事業所の住所又は営業の本拠地が引き続き1年以上あること

【法人の場合】荒川区内に本社登記かつ営業の本拠地が引き続き1年以上あること

※ 個人、法人のいずれの場合も、上記の営業等の実態がない場合や確認できない場合は、対象になりません。

※ 個人から法人化(又はその逆)の後に申込み場合、開廃業届等で事業の継続性が確認できれば、期間は通算して取り扱います(下記2も同じ)。

2 荒川区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること(創業支援融資を除く)

※ 個人にあつては、給与所得者の副業とみられるものは対象になりません。

3 申込みをする日までに納付すべき各種税金等を完納等していること

【個人の場合】住民税(区民税)*、国民健康保険等の公的医療保険保険料、所得税等

※ 事業主が荒川区外在住の場合は、荒川区に区民税(事業所課税分)を納付していること

【法人の場合】法人税、事業税等

4 東京信用保証協会の保証対象業種であること(P.11 Q 2 参照)

5 許認可・届出等を要する事業を営んでいる場合は、その許認可等を受けている又は受けること

6 下表の中小企業者の事業規模に該当すること(常時使用する従業員数又は資本金のいずれかが該当すれば対象になります)

業種	資本金	従業員数	(小規模企業者)
製造業等(建設業・運送業・不動産業・印刷業等を含む)	3億円以下	300人以下	(20人以下)
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人 ¹⁾ 以下	(20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下	(5人以下)
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下	(5人以下)
サービス業	5千万円以下	100人以下	(5人以下)
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	(20人以下)
旅行業	3億円以下	300人以下	(20人以下)
宿泊業(旅館業を除く)、娯楽業	5千万円以下	100人以下	(20人 ²⁾ 以下)
旅館業	5千万円以下	200人 ³⁾ 以下	(20人以下)
医業を主たる事業とする法人(医業を主たる事業とする医療法人・社会福祉法人等)	—	300人以下	(20人以下)

(備考)家族従業員、会社役員は従業員に含みませんが、パート・アルバイト等でも事業上不可欠な人員は従業員に含みます。

特定非営利活動法人(NPO法人)の場合: ¹⁾300人、²⁾5人、³⁾100人となり、それ以外は記載の従業員数になります。

○資金用途について

融資の資金用途は、事業経営に必要な次の**運転資金**又は**設備資金**であること

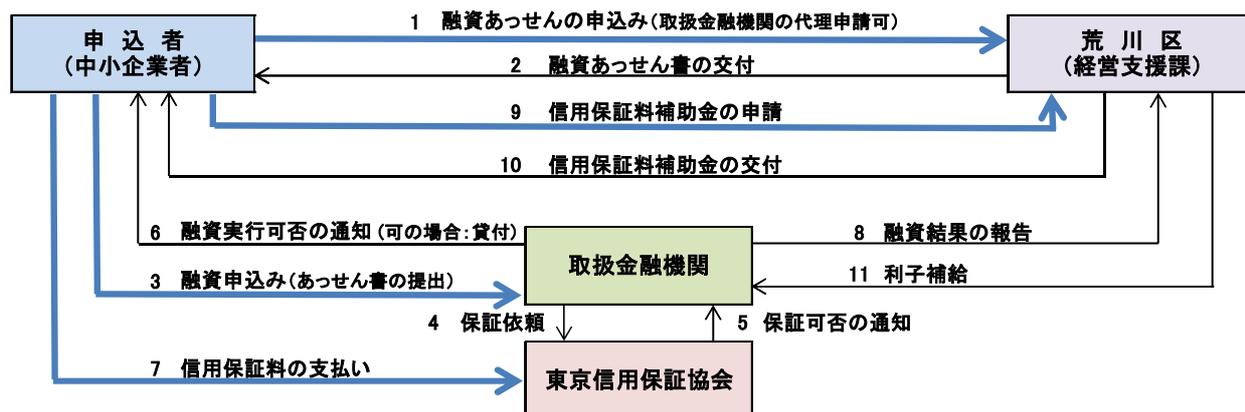
(融資の種類により、運転資金と設備資金を合わせて、**運転・設備併用資金**として1本の融資でお申込みできます)

運 転 資 金	<p>商品・原材料の仕入、外注費、従業員の給料、地代・家賃、リース料等の短期的・流動的な資金</p> <p>※ 生活資金、借入金の返済資金(P.7の2借換の融資を除く)、納税資金等は対象になりません。</p> <p>※ あっせん1回につき 融資限度額は、原則として、最新の決算書における上記資金の4か月相当分以内です。</p>
設 備 資 金	<p>機械・設備等購入、店舗や工場等の改築等や更新料・保証金(住宅併用の場合には、事業所部分のみ対象)等の長期的・固定的な資金</p> <p>※ 購入済み、支払済みの設備等については、原則として融資の対象になりません。</p> <p>※ あっせん1回につき 融資限度額は、見積書の見積金額以内です。</p> <p>※ 車両の購入は、商用車(1・4ナンバー)、事業専用の特殊車両(8ナンバー)に限ります。</p> <p>ただし、タクシー業は、乗用車(3・5ナンバー)でも可能(その場合、乗用車購入に係るあっせん限度額は400万円以内、返済期間は4年以内です)。また、介護事業者等の利用者の送迎用車両については、乗用車(3・5ナンバー)でも可能(ご利用時ご相談下さい)。</p>

○申込みから貸付けまで

- 0 [事前に] 経営支援課で利用要件等の説明を受け、申込書類等を受領してください。
また、荒川区取扱金融機関（P.15 掲載）の中からお借入先をお選びください。なお、お申込前にその金融機関に荒川区制度融資の利用（融資の種類、借入希望額、返済期間等）をご相談いただくと、あっせん後の手続きがスムーズになります。
- 1 申込者は、荒川区所定の融資あっせん申込書に必要書類等（P.9、P.10 掲載）を添えて、経営支援課に提出してください。（P.11 Q1 参照）
- 2 経営支援課は、書類等により利用要件等を審査し、融資あっせん書を交付します。
（あっせんに先立ち、事前調査や企業診断を行う場合があります。）
- 3 申込者は、交付された融資あっせん書等を金融機関に提出し、融資申込みの手続きをしてください。
（P.11 Q3、P.12 Q7 参照）
- 4 金融機関は、経営内容等を審査し、必要に応じて東京信用保証協会へ保証の依頼をします。
- 5 東京信用保証協会は、保証の可否を審査し、金融機関へ結果を通知します。
- 6 金融機関は、融資実行の可否について申込者に連絡し、実行可の場合には融資をします。
（東京信用保証協会の審査により、融資金額の減額又は、融資を受けられない場合があります。）
- 7 申込者は、融資実行時に融資を受ける金融機関を通じて東京信用保証協会に信用保証料を支払います。
- 8 金融機関は、荒川区に融資結果の報告をします。
- 9 申込者は、東京信用保証協会に支払った信用保証料補助金の交付を荒川区に申請します。
（信用保証料補助金交付申請書は、融資あっせん申込みの際にあらかじめ提出していただきます。）
- 10 荒川区は、金融機関からの融資結果報告を受け、申込者指定の金融機関口座に信用保証料補助金を振込みます。（P.11 Q4 参照）
- 11 荒川区は、金融機関へ利子補給を行います。（P.8 の4 利子補給 参照）

<区制度融資の流れ>



東京信用保証協会とは

中小企業者の皆さんが金融機関から事業資金を借入する場合に、「保証人」となって皆さんの資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

保証にあたっては、①保証資格、②経営者の意欲や信頼性、③資金用途とその効果、④返済能力などを重視して審査します。日頃から帳簿を整理して適正な経理を行い、経営内容の把握を十分にお願います。なお、保証を受ける場合には、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。

荒川区制度融資一覧 (詳細については、経営支援課融資係にご相談又はお問い合わせください。)

融資の種類		ご利用いただける方
普通融資	運転資金融資	中小企業者等
	設備資金融資	コミュニティビジネス支援措置(介護福祉等の地域貢献活動による事業資金)
	小規模企業資金融資	信用保証協会の保証付き融資合計残高が 2,000 万円以下(新規申込額を含む。)で、次のいずれかに該当する中小企業者 ¹⁾ ◎事前に信用保証協会の保証残高を確認する必要があります。 (1) 常時使用する従業員数が 20 人(卸売業、小売業・飲食業又はサービス業(宿泊業・娯楽業等を除く)は 5 人)以下の小規模企業者(P.1 の 6 事業規模の表参照) (2) 東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合または、その組合員の 3 分の 2 以上が東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合 (3) 組合員数が 20 人以下の企業組合 (4) 常時使用する従業員数が 20 人以下の協業組合 ※ただし、(2)から(4)までの組合は、組合員全員が区内に事業所を有している事業者であること (5) 常時使用する従業員数が 20 人以下の医業を主たる事業とする法人 ※ただし、(1)から(4)までに掲げる事業者を除く。
	借換	原則として元金返済を 6 か月以上継続している区制度融資(100%保証)の残債を一本化等するもの ※ 借換残高に運転資金を上乗せするもので、残債のみの借換はできません。(P.7 の 2 借換(2) 参照)
特別融資	環境推進対策融資	環境課においてエコフワード事業者として認定されており、環境推進対策等に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1)SDGs 目標達成に取り組む者(生産性向上のため、働きやすい職場環境の整備に必要な経費・健康増進に取り組むために必要な経費・クリーンエネルギーを導入するために必要な経費・廃棄物を減少し再利用資源として取り組むために必要な経費等) (2)ISO14000シリーズ及びISO50001シリーズの資格取得 (3)省エネルギー及び資源リサイクルをするために必要な経費 (4)緑化の推進 (5)公害の発生及び被害防止 (6)低公害車の購入
	設備改善融資	施設、設備の近代化に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1)情報システム等の導入または、買替によって経営効果の向上を図る者 (2)機械、設備等(車両を除く)の導入または入替を行う者(新製品に限る) (3)区内の作業場等の新築、改築等を行う者 (4)区内の商業施設(卸売業、小売業又はサービス業(身近な生活を支えるサービス業に限る。))の新築、改築等を行う者 (5)BCP(事業継続計画)に基づく自家発電装置等の設置及び防災関係物品の購入を行う者 (6)火災等 ²⁾ により事業施設、資財等に損害が生じ、緊急に復旧のための資金を必要とする者
	経営基盤強化融資	景気低迷や取引先の倒産、金融環境の変化等により事業活動に影響を受け、経営の基盤強化に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 景気低迷の影響を受け、最近3か月間(申込月の前月とその前の2か月間(前月の会計処理が済んでいない場合は、前々月とその前の2か月間)の売上高等の合計が前年同期と比較して減少している (2) 取引先の倒産等により、回収不能な売掛債権を有している (3) 取引先の支払い方法の変更等により資金繰りに困難をきたしている ア 売掛金の増加によって、今期の現金回収期間が前期より長期化している イ 受取手形等の増加によって、今期の現金化期間が前期より長期化している (4) 取引先金融機関の破綻等により、資金繰りに困難をきたしている
	小規模企業特別支援融資	常時使用する従業員数が 20 人(卸売業、小売業・飲食業又はサービス業(宿泊業・娯楽業等を除く)は 5 人)以下の小規模企業者(P.1 の 6 事業規模の表参照)

1) 医業を主たる事業とする場合を除き、特定非営利活動法人(NPO 法人)はご利用になれません。
 2) 損害を事由とするために、消防署等の交付する罹災証明が必要となります。

あつせん利率等は、金融情勢の変化に伴い、改定される場合があります。

資金用途	融資限度額	表面金利 1.9%		返済期間 (* 据置期間1年以内を含む)	保証人 及び担保	信用保証料 補助
		本人負担	区負担			
運転資金	2,000万円	1.4%	0.5%	8年以内*		1/2 補助
設備資金	2,500万円	1.4%	0.5%	10年以内*		
運転資金 設備資金 運転・設備併用	2,000万円	0.6%	1.3%	運転資金 7年以内* 設備資金 10年以内* 運転・設備併用 7年以内*		全額補助
運転資金				7年以内(据置期間なし)		補助無し (本人負担)
設備資金 (2)のみ 運転・設備併用 可能	1,500万円	0.6%	1.3%	設備資金 7年以内* 運転・設備併用 5年以内*	[個人] 原則として 不要 [法人] 原則として 代表者	全額補助
設備資金 (6)のみ 運転資金 運転・設備併用 可能	1,500万円	0.5%	1.4%	設備資金 7年以内* (6)のみ 運転資金 5年以内* 運転・設備併用 5年以内*	[担保] 必要に応じて	全額補助 ³⁾
運転資金	2,000万円	0.6%	1.3%	運転資金 5年以内*		全額補助 ³⁾
運転資金 設備資金 運転・設備併用	500万円	0.6%	1.3%	運転資金 5年以内* 設備資金 7年以内* 運転・設備併用 5年以内*		全額補助 ³⁾

3) お申込み時においてご返済中の特別融資と新たに申込み特別融資が合わせて3本以上となる場合、3本目以降の特別融資から補助率が1/2になります。(ただし、設備改善融資の(5)、(6)については、利用本数に係らず全額補助)

荒川区制度融資一覧（つづき）

融資の種類		ご利用いただける方
特別融資	季節資金融資	次のいずれかの資金を一時的に必要とする中小企業者 (1) 夏季資金（申込期間）令和6年 6月 3日から同年 7月 31日まで (2) 年末資金（申込期間）令和6年 10月 1日から同年 11月 29日まで (3) 年度末資金（申込期間）令和7年 1月 10日から同年 2月 28日まで
	創業支援融資 (原則として、責任共有制度対象外)	事業を営んでいない方が、荒川区内において、新たに事業を創業しようとする場合※1（創業した日から1年未満のものを含む。※2）で、次のすべてを満たすこと。 (1) 新たに営もうとする事業は、信用保証協会の保証対象業種に属する事業 ¹⁾ である。 (2) 許認可等を必要とする事業の場合には、その許認可等を受けている又は取得可能である。 (3) 法人として事業を営もうとする場合には、区内で本社登記(事業実態を伴う。)をする。 (4) 具体的な事業計画(第22号様式)を有し、その計画に基づいて区が行う企業診断等により適切と認められること。 ²⁾ ※1 荒川区外での創業は、その後荒川区内に移転する場合を含め、対象外です。 ※2 個人から法人化(又はその逆)の後に申込み場合、事業の継続性が認められるときは、通算で1年未満のものが対象となります。
	新分野進出等支援融資	新製品・新技術の開発や成長・発展の可能性のある分野への進出等を行い、経営の活性化を図ろうとする方で、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 新製品・新技術の研究開発や需要の開拓又は発展の可能性のある分野への進出等に具体的な計画(第25・26号様式)を有し、区が行う企業診断等で適切と認められること ²⁾ (2) 東京都知事等の承認を受けた経営革新計画を有し、その計画に基づく資金
	事業承継支援融資	次のいずれかに該当し、区が事業計画(第27号様式)を審査して適切と認められる中小企業者 ²⁾ (1) 事業承継を5年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定してその実行に取り組む方 (2) 事業承継を行ってから5年を経過していない事業者で、事業計画を策定して経営の安定化及び事業の活性化等に取り組む方 (3) 経営承継関連保証に係る東京都知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項に係る認定)を受けた方
	工場・社員住宅等建設資金融資	製造業を営んでいる中小企業者で、区内において工場又は社員住宅(2戸以上)等の新築又は建替え等を行い、経営の活性化を図ろうとする方
	経営改善借換融資	現在返済している区制度融資の残額を、一本にまとめて借換することにより、毎月の返済負担を軽減することができる方で、借り換える区制度融資は、元金返済を6か月以上継続していること。 (詳細はP.7の2借換(1)参照のこと)
	共同化融資	区内の中小企業者により組織された団体が共同事業を行う場合

- 1) 特定非営利活動法人(NPO法人)は、創業支援融資をご利用できません。
2) 申込前に区の中小企業診断士による専門相談を受けていただく必要があります。

資金用途	融資限度額	表面金利 1.9%		返済期間 (* 据置期間1年以内を含む)	保証人 及び担保	信用保証料 補助
		本人負担	区負担			
運転資金	500万円	0.5%	1.4%	1年以内 (据置期間6か月以内を含む)		全額補助 ³⁾
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.5%	1.4%	運転資金 7年以内* 設備資金 10年以内* 運転・設備併用 7年以内*		全額補助
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.5%	1.4%	運転資金 5年以内* 設備資金 7年以内* 運転・設備併用 5年以内*	[個人] 原則として 不要	全額補助 ³⁾
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.5%	1.4%	運転資金 7年以内* 設備資金 10年以内* 運転・設備併用 7年以内*	[法人] 原則として 代表者	全額補助
設備資金	4,000万円 (4,000万円を 限度として加算 制度あり)	0.6%	1.3%	10年以内*	[担保] 必要に応じて	全額補助 ³⁾ (申込額1,500万円 以内に相当する 部分に限る。)
運転資金	3,000万円 (うち追加資金 は500万円 以内)	0.6%	1.3%	7年以内(据置期間なし)		補助無し (本人負担)
運転資金 設備資金	運転資金 1,000万円 設備資金 1億円	0.6%	1.3%	運転資金 5年以内* 設備資金 10年以内*	理事又は 役員全員	全額補助 ³⁾ (申込額3,000万円 以内に相当する 部分に限る。)

- 3) お申込み時においてご返済中の特別融資と新たに申込み特別融資が合わせて3本以上となる場合、3本目以降の特別融資から補助率が1/2になります。

○融資あっせんの申込みにあたって

1 荒川区の制度融資を複数本利用するときは

ご返済中のものを含め、複数本の区制度融資を同時並行で利用するときは、次の点にご注意ください。

【ご利用できる金額】

お申込時における区制度融資残高と新たに申し込むお借入金額との合計額は、**8,000万円以内**です。

【同じ種類の融資の同時利用】

(1) 普通融資：1つの融資の種類につき複数本の利用が可能

ご希望の融資と同じ種類の普通融資をご返済中の間も、新たにお申込みできます。

ただし、**小規模企業資金融資**については、信用保証協会の保証付き融資残高と新たに申し込むお借入金額との合計金額は、**2,000万円以内**となります。

(2) 特別融資：1つの融資の種類につき1本まで利用可能

お申込時にご返済中の特別融資がある場合、その返済が完了するまでは、同じ種類の融資を新たに申し込むことはできません。

例外として、環境推進対策融資、設備改善融資、経営改善借換融資及び共同化融資は、同じ種類の融資を複数本利用できます。

【運転資金又は運転・設備併用資金の申込み時期】

(1) 資金使途を運転資金又は併用資金とする融資を、複数本同時に申し込むことはできません。

(2) 運転資金又は併用資金の前の借入日から4か月以上経過した後、新たに運転資金又は併用資金の申し込みが可能となります。

(3) 融資の種類及び資金使途を問わず区制度融資を繰上完済したことがある場合※、繰上完済日から4か月以上経過した後、新たに運転資金又は併用資金の申し込みが可能となります。

※ 借入から2年以上経過した融資 又は元金の4分の3以上を返済した融資を 繰上完済した場合は除く。

2 借換

複数の区制度融資の残債を1本にまとめて借り換えるとき、又は 区制度融資の残債に新たに運転資金を追加(上乗せ)し 1本で借り換えるときは、次の融資を利用できます。

(1) 経営改善借換融資（責任共有制度対象（80%保証））

ア 借換対象:お申込時に元金返済を6か月以上継続している区制度融資

イ 申込金額:借換される融資(1本から可)の残債の合計額(+上乗せする運転資金の額)※

※ 運転資金の上乗せは、借換される融資が1本の場合は必須、複数本の場合は任意です。

※ 上乗せできる運転資金の額は、運転資金諸経費の4か月相当額(P.10資金使途について参照)又は500万円のいずれか低い額以内です。

ウ 返済額:借換により、返済負担の軽減が必要となります。

借換後の毎月の元金返済額(運転資金上乗せ分を含む) ≤ 借換前の毎月の元金返済額

(2) 小規模企業資金融資（責任共有制度対象外（100%保証））

ア 借換対象:お申込時に元金返済を6か月以上継続している区制度融資のうち、責任共有制度対象外(100%保証)のもの

イ 申込金額:借換される融資(1本から可)の残債の合計額+上乗せする運転資金の額※

※ 借換される融資の本数に関わらず、運転資金の上乗せが必要です。

※ 上乗せできる運転資金の額は、運転資金諸経費の4か月相当額以内(P.10資金使途について参照)です。

○ 追加提出書類

上記(1)又は(2)のお借入れ先とは異なる金融機関からの融資を借り換える場合は、借換される融資の金融機関から、「借換同意書及び誓約書(第29号様式)」及び「借換融資実行に伴う完済報告書(第30号様式)」の提出が必要です。

3 信用保証料の補助

区融資制度を利用する場合には、次の信用保証料の補助を受けることができます。

- (1) 普通融資:信用保証料相当額の2分の1(小規模企業資金融資に限り全額)
- (2) 特別融資:信用保証料相当額の全額(ただし、環境推進対策融資、設備改善融資の(5)・(6)、創業支援融資及び事業承継支援融資を除き、**特別融資3本目以降のご利用からは、保証料相当額の2分の1**)

※ **借換融資**(P.7の2借換参照)には、信用保証料の補助はありません。

※ **繰上完済**(下記5返済方法(3)参照)に伴い信用保証料の一部が保証協会から返戻された場合は、**区が補助した信用保証料の補助率に応じ、返戻金を区へ返還していただきます。**(P.11 Q6参照)

4 利子補給

融資を利用する方の返済の負担軽減を図るため、区では、利子の一部(P.4、P.6表中「区負担」金利)を補助しています。**なお、次のような場合には利子補給を中止します。**

- (1) 偽りの申込み、その他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (2) あっせんを受けた融資を目的外に使用したとき。
- (3) 融資の対象となった物件を譲渡し、又は貸与したとき。
- (4) 区内に営業の本拠(個人:住所又は事業所、法人:本社)を有しなくなったとき。
- (5) 事業を廃業した場合又は法人を解散したとき。ただし、従前の事業を継続する場合を除く。
- (6) 代位弁済が行われたとき。
- (7) あっせんを受けずに条件変更をしたとき、又は条件変更のあっせんと異なる変更を行ったとき。
- (8) その他要綱等に定める事項に違反したとき。

5 返済方法

- (1) 次の場合を除き、**毎月の元金均等割賦払い**(割賦回数2回以上)とします。

ア 小規模企業資金融資は、返済期間が6か月以内の場合に限り、一括返済(割賦回数1回)が可能

イ 季節資金融資は、6か月の据置期間を設けた場合に限り、翌月1回での一括返済(割賦回数1回)が可能

- (2) 1回あたりの元金返済額は**千円単位**とし、**端数調整は、必ず最終返済月の元金返済額で行います。**

また、最終返済月の元金返済額は、原則、毎月の元金返済額のおおむね**2倍以内**とします。

- (3) 融資の残債は、最終約定返済日前に**全額を一括して繰上完済することができます。**

※ 残債の一部のみを繰上返済することはできません。

(一部繰上返済が行われたときは、上記4利子補給(8)により利子補給を中止します)

6 条件変更(元金据置・返済期間の延長)

現在、区の制度融資をご利用中の方で返済が困難な場合には、**元金返済の一時据置、返済期間の延長又はその両方の条件変更を行うことができます。**条件変更にあたっては、次の点にご留意ください。

ア 元金据置等の変更は、**1つの融資につき累計24か月以内(変更1回につき最大12か月)**です。

イ 条件変更後の返済方法についても、上記5返済方法のとおりとします。

ウ 複数本の融資をご返済中の方で、元金据置を希望される場合は、原則、返済中の全ての融資について、元金据置期間を同時期とする条件変更が必要です。

条件変更を希望する方は、必ず変更前に経営支援課融資係にてお手続きのうえ、区より条件変更あっせん書の交付を受けてください。(P.11 Q5参照)

区のあっせんに基づく条件変更に関し、変更後の返済期間中(元金据置期間を含む)、区の利子補給が継続します。**(あっせんに基づかない条件変更がなされたときは、上記4利子補給(7)により利子補給を中止します)**

7 変更届

区の融資をご利用中の方が、事業所の所在地、代表者等を変更した場合には、変更内容が確認できる書類を添付の上、「荒川区中小企業融資変更届(第17号様式)」(様式データは区ホームページに掲載)を経営支援課融資係に提出してください。

なお、お借入先の取扱金融機関による提出も可能です。

荒川区中小企業融資申込必要書類一覧表（法人の場合）

申込書及び添付書類等	資金使途			留意事項
	運転	設備	併用	
1 荒川区中小企業融資あっせん申込書(第1～5号様式)★	○	○	○	申込書上段の太線枠内を記入し、法務局に登録してある法人の実印(代表者印)で押印
2 荒川区中小企業融資あっせん及び利子補給等に係わる念書(第16号様式)☆	○	○	○	記載された遵守事項を確認のうえ、代表者名は必ず本人が署名
3 荒川区中小企業融資信用保証料補助金交付申請書兼請求書(第13号様式)☆	○	○	○	次の項目を記入し提出※ ・申請者欄：住所、法人名、代表者名を記入し、法務局に登録してある法人の実印(代表者印)で押印 ・補助金振込先：振込先金融機関名(お借入先と同一とする)、預金種別、口座番号及び口座名義を記入 ※信用保証料の補助が無い融資を申込み場合は不要
4 確定申告書一式	○	○	○	税務署の受付印のある※最新の確定申告書・決算書一式(貸借対照表・損益計算書・勘定科目内訳明細書・法人事業概況説明書等を含む) ※電子申告の場合には受信通知(メール詳細)が必要 修正申告をしている場合は、修正申告書も併せて提出
5 納税証明書	○	○	○	最新の申告に対応した期の法人税の納税証明書(その1)※又は事業税の納税証明書 発行から原則3か月以内のもの ※電子申告をし、かつ納付すべき税額が無い場合は、法人税の納税証明書(その2)の方を提出
6 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)	○	○	○	発行から3か月以内のもの
7 実印	○	○	○	あっせん申込書等に押印した実印(代表者印)を持参※ ※取扱金融機関による代理申請の場合は不要(押印漏れ、誤記入に注意)
8 印鑑証明書	○	○	○	あっせん申込書等に押印した実印(代表者印)の証明書 発行から3か月以内のもの
9 預金通帳等	○	○	○	上記3交付申請書兼請求書に記入した信用保証料補助金の振込先金融機関口座の番号及び名義がわかるもの
10 購入する機械設備や車両、改修工事等の見積書及びカタログ等	×	○	○	見積業者の署名・押印(業者が法人の場合は社判)があり、あっせん申込者宛てに発行された、有効期限内のもの
11 契約書等	×	△	△	借家・借地の事務所(改修の場合は持ち主の承諾書)
12 建築確認書等	×	△	△	新築、増築の場合等
その他(必要な場合)	許認可書等		△	許認可等を必要とする事業を営んでいる場合 例：飲食業(保健所長の許可書)
	住民票又は在留カード等(在留資格・在留期間が記載されたもの)		△	代表者が日本国籍を有していない場合
	委任状(第15号様式)☆		△	取扱金融機関が融資あっせンを代理申請する場合
	売上高等状況申告書(第19号様式)☆ 売上台帳等(直近3か月及び前年同時期3か月の売上高が確認できるもの)		△	P.3表中の経営基盤強化融資(1)に該当し、同融資を申込み場合
	賃金台帳、法人事業概況説明書等(従業員数を確認できるもの)		△	小規模企業資金融資 又は 小規模企業特別支援融資を申込み場合
繰上完済後の残高計算書又は借用証書等		△	繰上完済後、再度融資を申込み場合 (取扱金融機関から区に完済を報告済の場合は不要)	

P.9 ★☆申込書等の用紙は、区役所6階⑥番窓口にて配布 ☆様式データは、荒川区ホームページからもダウンロード可能
P.10 ※必要書類の取得場所(所在地・電話番号)については、P.12 Q 9 に掲載しております。
共通 ※確定申告書、証明書等の原本は、受付時、書類に添付する写しをいただいた後にお返しします。
※融資の種類等により、表中に掲載したもの以外の書類が必要になる場合があります。

荒川区中小企業融資申込必要書類一覧表（個人の場合）

申込書及び添付書類等	資金使途			留意事項
	運転	設備	併用	
1 荒川区中小企業融資あっせん申込書(第1～5号様式)★	○	○	○	申込書上段の太線枠内を記入し、印鑑登録している実印で押印 住所欄：事業主が荒川区内在住の場合は自宅住所を、荒川区外在住の場合は事業所所在地を記入
2 荒川区中小企業融資あっせん及び利子補給等に係わる念書(第16号様式)☆	○	○	○	記載された遵守事項を確認のうえ、代表者名は必ず本人が署名
3 荒川区中小企業融資信用保証料補助金交付申請書兼請求書(第13号様式)☆	○	○	○	次の項目を記入し提出※ ・申請者欄：住所、事業所名、代表者名を記入し、印鑑登録している実印で押印 ・補助金振込先：振込先金融機関名(お借入先と同一とする)、預金種別、口座番号及び口座名義を記入 ※信用保証料の補助が無い融資を申込み場合は不要
4 確定申告書一式	○	○	○	税務署の受付印のある※最新の申告書一式 青色申告：青色申告書・青色申告決算書 白色申告：白色申告書・収支内訳書 ※電子申告の場合には受信通知(メール詳細)が必要 修正申告をしている場合は、修正申告書も併せて提出
5 納税証明書	○	○	○	最新の申告に対応した期の申告所得税の納税証明書(その1)※又は事業税の納税証明書 発行から原則3か月以内のもの ※電子申告をし、かつ納付すべき税額が無い場合は、申告所得税の納税証明書(その2)の方を提出
6-1 区民税の納税状況確認印(上記1あっせん申込書(第1号様式)内 所定箇所)	○	○	○	あっせん申込み前に、区民税の滞納がない旨の確認印をもらってください※ 取得場所：荒川区役所本庁舎2階 税務課 提出書類：区税納税状況等確認申請書(第32号様式)☆及び上記1あっせん申込書(代理人が確認申請する場合は、委任状(第34号様式)☆を併せて税務課に提出) ※区外在住者も、同様の手続きで、区民税(事業所課税分)に係る確認印が必要
6-2 国民健康保険料等の納税状況確認印(上記1あっせん申込書(第1号様式)内 所定箇所)	○	○	○	あっせん申込み前に、国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納がない旨の確認印をもらってください※ 取得場所：荒川区役所本庁舎1階 国保年金課 提出書類：国民健康保険料等納付状況確認申請書(第33号様式)☆及び上記1あっせん申込書(代理人が確認申請する場合は、委任状(第35号様式)☆を併せて国保年金課に提出) ※荒川区外在住者又は荒川区国民健康保険・後期高齢者医療保険以外に加入している荒川区内在住者は、確認印の代わりにその被保険者証を持参のこと
7 実印	○	○	○	あっせん申込書等に押印した実印(代表者印)を持参※ ※取扱金融機関による代理申請の場合は不要(押印漏れ、誤記入に注意)
8 印鑑証明書	○	○	○	あっせん申込書等に押印した実印の証明書 発行から3か月以内のもの
9 預金通帳等	○	○	○	上記3交付申請書兼請求書に記入した信用保証料補助金の振込先金融機関口座の番号及び名義がわかるもの
10 購入する機械設備や車両、改修工事等の見積書及びカタログ等	×	○	○	見積業者の署名・押印(業者が法人の場合は社判)があり、あっせん申込者宛てに発行された、有効期限内のもの
11 契約書等	×	△	△	借家・借地の事務所(改修の場合は持ち主の承諾書)
12 建築確認書等	×	△	△	新築、増築の場合等
その他(必要な場合)	許認可書等		△	許認可等を必要とする事業を営んでいる場合 例：飲食業(保健所長の許可書)
	住民票又は在留カード等(在留資格・在留期間が記載されたもの)		△	代表者が日本国籍を有していない場合
	委任状(第15号様式)☆		△	取扱金融機関が融資あっせんを代理申請する場合
	売上高等状況申告書(第19号様式)☆ 売上台帳等(直近3か月及び前年同時期3か月の売上高が確認できるもの)		△	P.3表中の経営基盤強化融資(1)に該当し、同融資を申込み場合
	賃金台帳等(従業員数を確認できるもの)		△	小規模企業資金融資 又は 小規模企業特別支援融資を申込み場合
繰上完済後の残高計算書又は借用証書等		△	繰上完済後、再度融資を申込み場合 (取扱金融機関から区に完済を報告済の場合は不要)	

○融資制度に関するよくあるご質問 Q&A

Q1 代表者(事業主)が申込みに行けない場合には、他の者でも手続きはできますか。

A 取扱金融機関による代理申請を除き、第三者によるお申込みはできませんが、事業内容を把握している経理担当者又は配偶者などのご家族であれば構いません。

金融機関が代理申請する場合には、「委任状」(第15号様式)をご持参ください。

また、「荒川区中小企業融資あっせん及び利子補給等に係わる念書」(第16号様式)は、代表者(事業主)の自著による署名入りのものをご持参ください。

なお、創業支援融資及び条件変更のご相談並びにお申込みは、代表者(事業主)ご本人が直接窓口へお越しください。

Q2 東京信用保証協会の保証対象外の業種はどのような業種ですか。

A 保証対象外の業種は、農業・林業・漁業・風俗関連営業・金融業・宗教法人などです。
対象の業種かどうかわからない場合には、直接、信用保証協会へご確認ください。

【問合せ先】東京信用保証協会 千住支店(電話:03-3888-7231)

Q3 あっせん書に有効期限はありますか。

A 有効期限はありませんが、提出していただく書類の中には有効期限(概ね3か月以内)を設けているものもありますので、あっせん書の交付を受けたら、速やかに取扱金融機関に提出し、融資申込みの手続きをしてください。

なお、セーフティネット保証各号(1号認定から8号認定及び危機関連保証)の有効期限は原則、認定日から起算して30日以内ですので、ご注意ください。

Q4 信用保証料の補助金はいつ支払われますか。

A 融資が実行された月の翌々月に、ご指定いただいた金融機関口座へ振込みます。
振込日の約1週間前に「交付決定通知書」を送付しますので、ご確認ください。

Q5 現在返済中の区制度融資について、元金据置等の条件変更の手続方法を教えてください。

A 事前に、お借入先金融機関と条件変更の内容(いつから変更するか、また、元金据置・返済期間の延長の有無及びその期間、変更後の毎月の元金返済額等)を相談された後、代表者(事業主)ご本人が実印を持参のうえ、経営支援課融資係の窓口で条件変更あっせんの申込みをしてください(条件変更あっせん申込書の用紙は経営支援課の窓口でお渡しし、その場でご記入いただきます)。

区担当者は融資残高やご希望の変更内容について、金融機関に照会のうえ、条件変更あっせん書を発行いたします。発行されたあっせん書は速やかにお借入先金融機関に提出し、金融機関で条件変更の手続きをしてください。

Q6 「信用保証料補助金の返還通知」が送られてきましたが、なぜでしょうか。

A 信用保証料の補助を受けた区の融資を繰上完済し、信用保証料の一部が保証協会より返戻された場合には、区が補助した比率(全額又は1/2)に応じて、返戻金を区に返還していただきます。

通知に記載されている返還額などの詳細をご確認のうえ、同封されている納入通知書で返還手続きを行ってください。

なお、返還されない場合は、区の制度融資を新たに利用できなくなることがあります。

Q7 区であっせんを受けましたが、都合により融資を申込まなかった場合には、どうすればよいでしょうか。

A 申し込まれたあっせんの取下げをしますので、実印を持参のうえ、あっせん書をすべて区役所にお返しください。その際、経営支援課融資係まで、必ずご連絡ください。

Q8 法人の本社登記は荒川区内ですが、事業実態が他区にある場合にはあっせんの対象になりますか。

A 荒川区内に事業実態がない場合には、あっせんの対象になりません。
また、本拠の実態が区内にあっても、区内に本社登記がない場合には対象になりません。

個人の場合			法人の場合		
事業主住所	営業の本拠地	あっせん対象	本店登記所在地	営業の本拠地	あっせん対象
区内	区内	○	区内	区内	○
	区外	○※1		区外	×
区外	区内	○※2	区外	区内	×
	区外	×		区外	×

※1 創業支援融資は、あっせん対象外です。

※2 区民税（事業所課税分）を納付している必要があります。

Q9 あっせんの申込みに必要な証明書等はどこで取れますか。

A 必要書類の取得場所については、下表をご覧ください。

	証明書の種類	取得場所	荒川区における左記の取得場所	所在地及び電話番号
個人	納税証明書(所得税)	確定申告書提出先 税務署	荒川税務署	荒川区西日暮里 6-7-2 TEL 3893-0151(代)
	納税証明書(事業税)	管轄の都道府県税 事務所	荒川都税事務所	荒川区西日暮里 2-25-1 TEL 3802-8111(代)
	印鑑証明書	住民登録をしている 市区町村役場	荒川区役所本庁舎 戸籍住民課(1階) 又は 区民事務所	荒川区荒川 2-2-3 TEL 3802-3111(代)
	住民票			
	区民税 納付状況確認印	荒川区役所本庁舎 税務課(2階)		
	国民健康保険料 又は 後期高齢者医療保険料 納付状況確認印	荒川区役所本庁舎 国保年金課(1階)		
法人	納税証明書(法人税)	確定申告書提出先 税務署	荒川税務署	荒川区西日暮里 6-7-2 TEL 3893-0151(代)
	納税証明書(事業税)	管轄の都道府県税 事務所	荒川都税事務所	荒川区西日暮里 2-25-1 TEL 3802-8111(代)
	履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	法務局	東京法務局 北出張所	北区王子 6-2-66 TEL 3912-2608(代)
	印鑑証明書			

(令和6年4月1日現在)

○セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項）

この制度は、取引先の再生手続き等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻及び大規模な経済危機等による信用の収縮などにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への円滑な資金供給を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠に保証するものです。

当制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項に該当する中小企業者について、**事業所の住所地***を管轄する区市町村の窓口にて下記の必要書類を提出して認定を受け、認定書を金融機関又は所在地を担当する信用保証協会に持参の上、保証付融資を申込みが必要です。

※ 事業所の住所地：【個人】事業実体のある事業所のある所在地
【法人】事業実体のある事業所のある所在地 又は登記上の住所地

【指定業種等】

対象となる指定業種等については変更されることがありますので、中小企業庁ホームページをご確認ください。

【中小企業庁（セーフティネット保証制度）ホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm】

【セーフティネット保証制度】

○経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号）

- ・1号認定：連鎖倒産防止
- ・2号認定：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- ・3号認定：突発的災害（事故等）
- ・4号認定：突発的災害（自然災害等）
- ・5号認定：業況の悪化している業種（全国的）
- ・6号認定：取引金融機関の破綻
- ・7号認定：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- ・8号認定：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

○危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）[平成30年4月1日施行]

- ・危機関連保証制度：大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応

※経営安定関連保証1～6号（5号を除く。）認定及び危機関連保証は、責任共有制度対象外

【必要書類】 認定の種類により、下記以外の書類が必要になる場合があります。

- 1 認定申請書 2通（正・副）
- 2 売上減少を認定要件とする場合：試算表・売上台帳等（比較対象月の売上がわかるもの）
- 3 税務署の受付印のある最新の確定申告書一式（決算書）
※ 電子申告している場合には、受信通知（メール詳細）が必要となります。
- 4 履歴事項全部証明書（原則3か月以内に発行されたもの）
- 5 印鑑証明書（原則3か月以内に発行されたもの）
- 6 実印（金融機関が代理申請をする場合は不要）
- 7 許認可等を必要とする事業を営んでいる場合：許認可書等
- 8 金融機関が代理申請をする場合：委任状（第15号様式）

※ 確定申告書、証明書等の原本は、受付時、書類に添付する写しをいただいた後にお返しいたします。

○融資に関するご相談（中小企業診断士等による専門相談）

区では、融資に関する創業、事業承継等の各種専門相談、融資の利用及び申込書類に関するご相談等を受け付けています。融資に関するご相談は、経営支援課融資係にお問い合わせください。

なお、創業支援融資、新分野進出等支援融資及び事業承継支援融資を利用する場合には、事前に中小企業診断士による専門相談を受けていただく必要があります。

○関係機関等のご案内

<東京信用保証協会>

(令和6年4月1日現在)

融資相談窓口	所在地	電話番号
(荒川区地域担当) 千住支店	足立区千住仲町 40-10 住友生命北千住ビル 2 階	3888-7231

<その他の融資相談等窓口>

融資相談窓口	所在地	電話番号
東京都 産業労働局 金融部 金融課	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側	5320-4877
日本 政策 金融 公庫	(南千住・荒川・町屋地区担当) 千住支店 国民生活事業	足立区千住仲町 41-1 大樹生命北千住ビル 2 階 0570-031482 (ナビダイヤル)
	(尾久・日暮里地区担当) 上野支店 国民生活事業	台東区東上野 2-18-10 日本生命上野ビル 5 階 0570-032371 (ナビダイヤル)
	千住支店 中小企業事業	足立区千住仲町 41-1 大樹生命北千住ビル 7 階 3870-2125
商工組合中央金庫 上野支店	台東区上野 1-10-12	3834-0111
東京商工会議所 荒川支部	荒川区荒川 2-1-5 セントラル荒川ビル 9 階	3803-0538

○ご利用いただける荒川区取扱金融機関 [17 金融機関 49 店舗] (令和6年4月1日現在)

荒川区中小企業融資制度のお借入先は、下記の金融機関よりお取引状況等のご都合にあわせてお選びください。
 なお、区のあっせん申込み前に金融機関にご相談いただくと、あっせん後の手続きがスムーズになります。

金融機関名	電話	所在地
みずほ銀行※1		
三ノ輪支店	6631-9555	荒川区南千住 1-32-9
根津支店		文京区千駄木 2-7-9
動坂支店		文京区千駄木 4-7-8
尾久支店		北区田端新町 2-26-1
王子支店		北区王子 1-10-17
三菱UFJ銀行		
日暮里支店	3891-4135	荒川区東日暮里 3-46-7
三河島支店	3891-8151	荒川区東日暮里 3-46-7
上野支店	3831-9194	台東区上野 6-1-14
三井住友銀行		
日暮里支店	3802-4131	荒川区西日暮里 2-15-6
町屋支店	3895-4161	荒川区町屋 1-1-6
上野支店	3833-1251	台東区台東 4-11-4
りそな銀行		
日暮里支店	3891-5161	荒川区西日暮里 2-29-3
千住支店	3882-5111	足立区千住 2-55
千葉銀行		
千住支店	5284-1051	足立区千住 1-4-1
きらぼし銀行		
三河島支店	3834-4205	台東区上野 1-20-10 風月堂本店ビル3階
阿波銀行		
東京城北支店	3927-1051	北区王子 2-30-3
東日本銀行		
尾久支店	3893-6411	荒川区西尾久 3-21-3
町屋支店	3893-6411	荒川区西尾久 3-21-3
大東京信用組合		
日暮里支店	3802-8181	荒川区東日暮里 5-11-5
第一勧業信用組合		
鶯谷支店	3874-8621	台東区根岸 3-13-2
尾久支店	3893-7205	荒川区西尾久 1-21-15
文化産業信用組合		
本店	3292-2711	千代田区神田神保町 1-101
東浴信用組合		
本店	5687-2640	千代田区東神田 1-10-2

※1 みずほ銀行での融資相談等については、エンゲージメントオフィスにて行います。住所：千代田区神田錦町 2-11

金融機関名	電話	所在地
朝日信用金庫		
荒川支店	3895-3011	荒川区町屋 6-1-1
根岸支店	3875-1401	台東区根岸 4-15-11
東尾久支店	3895-2222	荒川区荒川 5-31-7
西尾久支店	3810-0111	荒川区西尾久 2-30-1
合羽橋支店	3844-6191	台東区松が谷 3-18-13
浅草支店	3876-0701	台東区浅草 4-49-12
根津支店	3822-2411	文京区千駄木 2-44-3
(荒川南支店)※2	3807-8711	荒川区荒川 1-22-11
東京東信用金庫		
荒川支店	3806-6801	荒川区荒川 4-25-9
尾久支店	3894-4131	荒川区東尾久 4-4-15
町屋支店	3895-9671	荒川区町屋 3-31-14
城北信用金庫		
王子営業部	3913-1151	北区豊島 1-10-10
東尾久支店	3895-3711	荒川区東尾久 2-37-18
日暮里中央支店	3891-4121	荒川区東日暮里 6-6-4
尾久中央支店	3893-8121	荒川区西尾久 3-8-1
動坂支店	3821-8161	文京区千駄木 3-24-10
梶原支店	3914-5611	北区堀船 3-31-9
日暮里駅前支店	3803-5121	荒川区東日暮里 5-51-10
南千住支店	3802-1111	荒川区南千住 5-40-16
本店営業部	3891-2111	荒川区荒川 3-79-7
町屋支店	3892-8101	荒川区町屋 1-3-9
尾久駅前支店	3894-4141	北区昭和町 2-8-1
瀧野川信用金庫		
本店	3893-6151	北区田端新町 3-25-2
(田端支店)※2	3828-6211	北区田端 1-13-11
巣鴨信用金庫		
西日暮里支店	3802-2111	荒川区西日暮里 5-34-4
王子支店	3927-6111	北区王子 1-22-15

※2 朝日信用金庫荒川南支店での融資の取扱は、同金庫の根岸支店が担当となり、瀧野川信用金庫田端支店での融資の取扱は、同金庫本店となります。(詳しくは、当該支店にお尋ね下さい。)

※ 金融機関各支店は、合併・統廃合等により、店舗名が変更になる場合があります。